売却区分番号	2 2 0 - 1				
見積価額	¥1,550,000 公売保証金 ¥200,000				
見積価額内訳	1 ¥619, 731				
	2 ¥215, 686				
	3 ¥ 72, 119				
	4 ¥642, 464				
財産の表示	1 所在 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字相河越				
	地番 1791番2				
	地目 宅地				
	地積 213.17 平方メートル				
	2 所在 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字相河越				
	地番 1791番5				
	地目 宅地				
	地積 74.19 平方メートル				
	3 所在 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字相河越				
	地番 1791番16				
	地目 雑種地				
	地積 37 平方メートル				
	4 所在 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字相河越 1791番地2				
	家屋番号 1791番2				
	種類 店舗・事務所・共同住宅				
	構造 鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺4階建				
	床面積 1階 190.82 平方メートル				
	2 階 189.53 平方メートル				
	3 階 181.16 平方メートル				
	4 階 155.32 平方メートル				
// ¼ I	以上登記簿による表示				
公法上の規制	11.11.21.00				
	土砂災害警戒区域(南側画地の西側端の一部は土砂災害特別警戒区域)				
	建ペル率 70% 容積率 200%				
接道状況					
	側画地(財産3)に分かれて存し、北側画地は南西側、南側画地は北側で当該町道(建築工業)、第1年第1日)に第1年第1日)に第1年第1日)に第1年第1日)に第1年第1日)に第1年第1日)に第1日前				
	築基準法第42条第1項第1号)に等高で接面しています。 北側画地・関ロ約20メートル 鬼行約14メートルの押わび出た不敷形地です。				
使用状况等	南側画地:間口約13メートル、奥行約3メートルの概ね平坦な不整形地です。 北側画地は財産4の建物の敷地として利用されています。				
文	南側画地には未登記の附属建物(ブロック造スレート葺平家建倉庫、約8.5平方メー				
	トル)が存在します(公売対象財産ではありません)。				
管理状況等					
18 压 从 况 寺	所有者が管理しています。				

-						
売却区分番号	2 2 0 - 1					
見積価額	¥1,550,000 公意	保証金	¥200,000			
住居表示等	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字相	越1791番2				
供給処理施設	上水道:あり					
	下水道:なし					
	都市ガス:なし					
特記事項	財産 4					
	昭和 57 年 10 月建築で、既存不適格物	-となります(実効容積率	図が基準容積率を超過			
	しているが、建築当時の基準容積率は	00%)。				
	建物全体の屋根や外壁の劣化が進んで	る状態です。				
	1階~2階は内階段付きのメゾネット記	です。				
	1階から3階部分の使用状況は不明であるほか、内装はカビ、汚損、剥がれ等、経年以					
	上の著しい物理的損耗、損傷が認められ、使用・利用が困難な状態です。また、所有者					
	不明の動産が多数放置されています (売対象財産ではありませ	`ん)。			
	4 階部分(401 号室及び 402 号室)に	賃借人がいます。				
	両室の賃貸借契約の主な内容は次のとおりです。					
	契約年月日:令和5年6月24日					
	契約形態:書面					
	契約期間:令和5年7月1日から令和	11 年 7 月 1 日まで(本契	R約は当事者の申出が			
	ない限り自動更新する)					
	月額賃料:401号室20,000円、402号	≧ 35,000 円				
	敷金:なし					
	賃借人の申出では電気設備の不具合や					
その他事項						
	売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査結果があきらかに					
	ならない場合は、売却決定の日及び買受代金の納付期限が変更されます。					
	公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を					
デルゴハルルン	7.7	(1 4° 4) \				
· —	人札に目だつては、次の事項に留息し	\/\care{\car{\care				
尹 均	1 物件の引渡し竿について					
		その刊記及び関係公籍学	た 砕 辺してください			
			生します			
	(4) 公売財産に財産の種類又は品質の不適合があっても、国(福岡国税局・各税					
	また、いかなる理由があっても引渡した公売財産の返品及び苦情等は受け付け また、いかなる理由があっても引渡した公売財産の返品及び苦情等は受け付け					
	(5) 国は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡し					
	を求める場合や公売財産内にある動産類、ゴミ等の処理などは買受人の責任で行					
	うことになります。					
ご注意いただく事項	ならない場合は、売却決定の日及び買金売財産は、国税徴収法第89条第3項行います。 入札に当たっては、次の事項に留意し 1. 物件の引渡し等について (1)公売財産については、あらかじる (2)表示している面積は公簿表示で (3)掲載している図面及び写真が現実 (4)公売財産に財産の種類又は品質署)は担保責任を負いません。 また、いかなる理由があってもません。 (5)国は公売財産の引渡し義務を負	代金の納付期限が変更さり規定に基づき、一括換価 ください。 その現況及び関係公簿等。 と異なる場合は現況を優か不適合があっても、国 渡した公売財産の返品及	れます。 あの方法により公売を を確認してください。 先します。 (福岡国税局・各税務 なび苦情等は受け付け 高有者に対して明渡し			

					•					
売	却区	分番	至号	2 2 0 - 1						
見	積	価	額	¥1, 550, 000	公売保証金	¥200,000				
				ぞれの要件(関係機関の許可 ません。 (2) 買受代金納付後に生じた公 買受人が負うことになります	だ関する専門的な 代金を納付した時 り許可又は登録を で で で で で で で で で で で で が で で が さ が さ が	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
				(1)公売を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。 (2)次順位の方には開札時間に連絡することとなりますので、連絡が取れるように しておいてください。						

売却区分番号

2 2 0 - 1

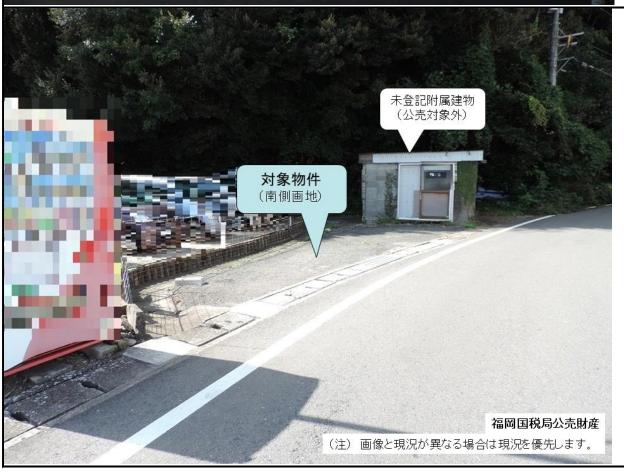




売却区分番号

2 2 0 - 1











- (注) 画像上の赤線は、境界線ではなく、境界のおおまかな目安を示したものです。
- (注) 公簿等に基づき必ず現地確認を行ってください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します。